10　包括免許に係る特定無線局（第15条の２第２項第１号及び第３号に掲げる無線局に係るものに限る。）	免許規則別表第三号の五の様式の以下の欄に記載された事項 ［１～５　略］
11　包括免許に係る特定無線局（第15条の２第２項第２号に掲げる無線局に係るものに限る。）	１　免許規則別表第六号の四第２の様式の電波の型式、周波数及び空中線電力の欄に記載された事項 ２　免許規則別表第三号の六の様式の以下の欄に記載された事項 ［⑴・⑵　略］

［注１　略］

２　登録局については、表の規定にかかわらず、次に掲げる情報を提供する。

⑴　免許規則別表第六号の七の様式の周波数及び空中線電力の欄に記載された事項

［⑵　略］

⑶　免許規則別表第六号の七の様式の無線設備の設置場所若しくは無線設備を設置しようとする区域又は移動範囲の欄に記載された事項（法第27条の29第１項の規定による登録を受けて開設する無線局にあつては、免許規則別表第三号の七の様式の無線設備の設置場所又は移動範囲の欄に記載された事項）

別表第二号の二の四（第11条の２の４第２項関係）

［様式略］

［注１・２　略］

３　２の開設又は変更をしようとする無線局の概要については、次によること。

［⑴～⑸　略］

⑹　⑻の電波の型式及び周波数並びに⑼の空中線電力は、開設又は変更をしようとする無線局の種別に応じて、免許規則別表第二号第１、別表第二号第２又は別表第二号第５の様式の記載要領の該当する注に従つて記載すること。ただし、周波数については、混信又はふくそう調査に必要な特定の周波数を記載すること。

［⑺　略］

［４～６　略］

別表第五号の三　免許人が総合通信局長に提出する無線設備等の点検実施報告書の様式（第41条の６関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

無線設備等の点検実施報告書

年　月　日

（何）総合通信局長　殿（注１）

免許人（予備免許を受けたものを含む。）の氏名又は名称
（氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。）　印

長

10　［同左］	免許規則別表第五号の五の二の様式の以下の欄に記載された事項 ［１～５　同左］
11　［同左］	１　免許規則別表第五号の五第２の様式の電波の型式、周波数及び空中線電力の欄に記載された事項 ２　免許規則別表第五号の五の三の様式の以下の欄に記載された事項 ［⑴・⑵　同左］

［注１　同左］

２　［同左］

⑴　免許規則別表第五号の十の様式の周波数及び空中線電力の欄に記載された事項

［⑵　同左］

⑶　免許規則別表第五号の十の様式の無線設備の設置場所若しくは無線設備を設置しようとする区域又は移動範囲の欄に記載された事項（法第27条の29第１項の規定による登録を受けて開設する無線局にあつては、免許規則別表第五号の十一の様式の無線設備の設置場所又は移動範囲の欄に記載された事項）

別表第二号の二の四（第11条の２の４第２項関係）

［様式同左］

［注１・２　同左］

３　［同左］

［⑴～⑸　同左］

⑹　⑻の電波の型式及び周波数並びに⑼の空中線電力は、開設又は変更をしようとする無線局の種別に応じて、免許規則別表第二号、別表第二号第２、別表第二号第５又は別表第二号第６の様式の記載要領の該当する注に従って記載すること。ただし、周波数については、混信又はふくそう調査に必要な特定の周波数を記載すること。

［⑺　同左］

［４～６　同左］

別表第五号の三　免許人が総合通信局長に提出する無線設備等の点検実施報告書の様式（第41条の６関係）

無線設備等の点検実施報告書

年　月　日

（何）総合通信局長　殿

免許人（予備免許を受けたものを含む。）の氏名又は名称
（氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。）　（印）

長